

**令和7年度版
農業支援施策の案内**

仙台市経済局農林部

「農業支援施策の案内」の利用上の注意

- この冊子は、仙台市の農業者に対する支援施策や関連制度の概要をまとめたものです。
- 各施策の内容は概要を記載しています。施策内容の詳細や支援条件などにつきまして、各問い合わせ先にお尋ねください。
- 各施策の内容は、令和7年度の施策や支援内容等に基づき作成しています。今後、施策や支援内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

もくじ

1. 仙台市農業施策基本方針	5
2. 農業支援施策	8
(1) 経営体の確保・育成	
認定農業者制度	8
農業経営法人化支援	9
雇用就農支援事業	9
認定新規就農者制度	10
新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）	10
新規就農者育成総合対策（経営開始資金）	11
仙台市新規就農者農業用小規模機械導入事業	11
新規就農者が利用可能な資金	11
新規就農希望者研修支援事業	12
経営継承・発展支援事業	12
(2) 生産基盤の強化	
農業振興地域制度	13
農地転用許可制度	13
地域計画	14
農地の売買・賃貸借等に関する制度	15
(3) 魅力ある地域の形成	
野生鳥獣捕獲のための支援	17
野生鳥獣被害対策のための防護柵設置支援	18
多面的機能支払交付金	19
中山間地域等直接支払交付金	20
環境保全型農業直接支払交付金	20
レクリエーション（市民）農園の開設	21
レクリエーション（市民）農園設置支援事業	22
学童農園事業	22
農業サポーター事業	23
(4) 収益の向上と所得の確保	
学校給食向け環境保全米生産補助事業	24
旬の香り市への参加	24

もくじ

6次産業化等チャレンジ支援事業	25
販路拡大に向けた相談	26
農と食のフロンティア推進特区制度（税制上の特例措置）	27
経営所得安定対策（畑作物の直接支払い交付金(ゲタ対策)）	28
経営所得安定対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)）	29
経営所得安定対策（水田活用の直接支払交付金）	30
青果物価格安定制度	31
和牛増頭推進事業	31
水稻直播栽培支援	32
施設園芸推進（パイプハウス設置等）事業	33
野菜・花き・果樹振興対策事業	34
転作共同利用機械施設整備事業	34
強い農業づくり総合支援交付金	35
農地利用効率化支援交付金	36
スマート農業推進事業	37
宮城県環境負荷低減事業活動実施計画に基づく認定制度	37
みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度（特別栽培農産物）	38
3. その他関連制度	
融資制度 ①農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	39
融資制度 ②農業近代化資金	40
融資制度 ③農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	41
融資制度 ④農業改良資金	42
融資制度 ⑤青年等就農資金	43
融資制度 ⑥経営体育成強化資金	44
融資制度 ⑦仙台市農業振興資金	46
相続税・贈与税納税猶予制度	48
農業者年金制度	48
法人化に伴う雇用と農業者年金等の関係	49

1. 仙台市農業施策基本方針

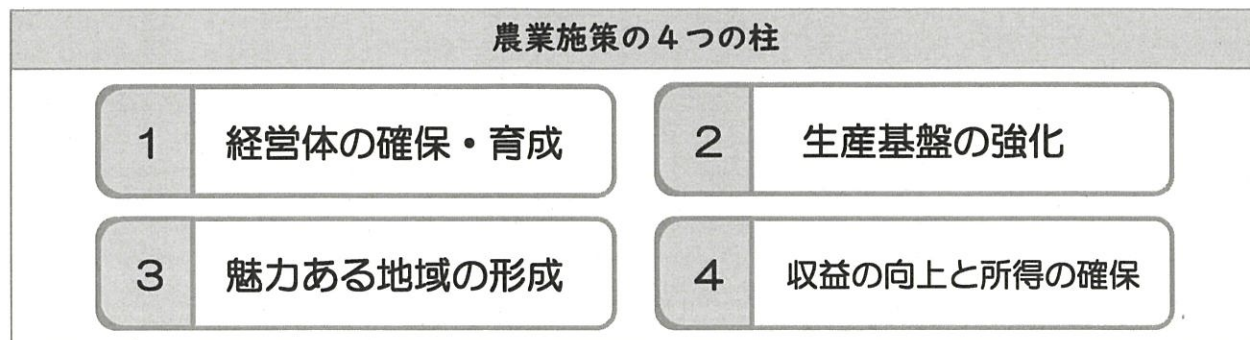
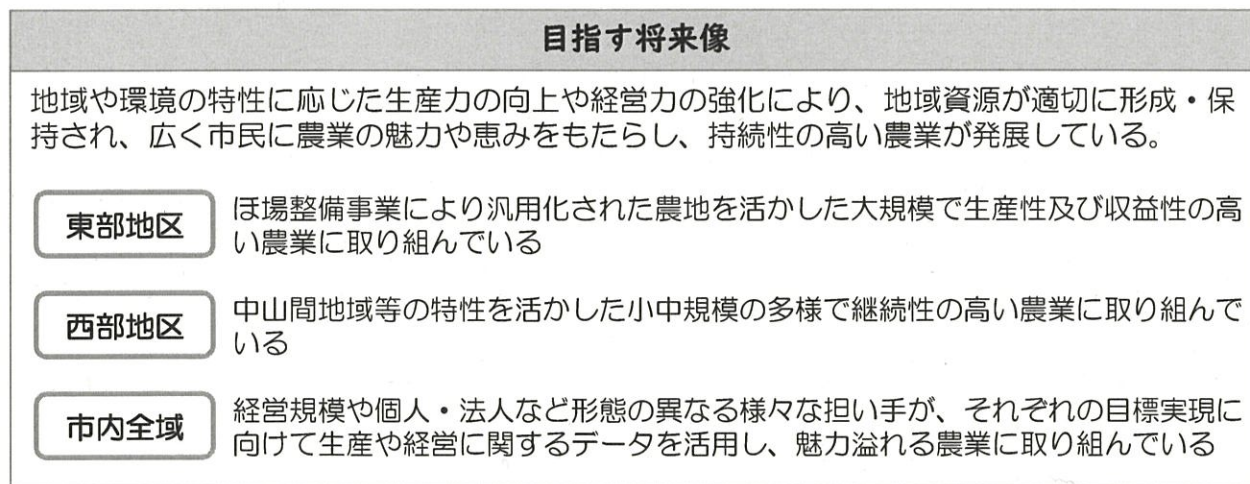
本市は宮城県のほぼ中央部に位置し、東部は太平洋に面して仙台平野といわれる平坦な水田地帯が広がり、西部は山岳丘陵地帯が続いています。水田が全農地の8割を占め、水稻を中心に大豆・野菜の栽培や畜産などが営まれています。

また、人口109万人を超える東北地方唯一の政令指定都市であり、商業・サービス業を中心とした産業構造ですが、農業は全国と同様に農家戸数、農業従事者数とも減少傾向であり、従事者の高齢化や担い手不足などの状況にあります。特に中山間地域である西部地区では、その状況が顕著であり、耕作放棄地が年々増加しており、鳥獣被害の拡大を招くだけでなく、地域によっては農地・農業用施設等の機能の低下が懸念されています。

さらには、新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式や健康増進への関心の高まり、持続可能な社会に向けた動きの拡大などの社会経済の変化により、食に対する市民の意識やニーズが多様化してきています。

これらの地域特性や農業を取巻く現状等を踏まえ、仙台市の農業が持続的な発展を図りながら、食の安定供給と農業の収益性向上を目指していくために、今後取り組む農業施策の考え方を示す方針として令和3年6月に「仙台市農業施策基本方針」を策定しました。

目指す将来像の実現に向けた農業施策の4つの柱を以下に示します。



4つの柱ごとの方針や重点的に取り組む施策は以下の通りです。これらの方針に則って農業施策を展開していきます。

(1) 経営体の確保・育成

方針	地域農業を支える人材として多様な経営体を確保・育成するとともに、特性に応じた生産性の向上などにより経営力を強化する。
重点施策	多様な担い手の育成や事業承継の支援
講ずべき施策	①認定農業者や集落営農組織などの経営体の育成、円滑な世代交代・事業承継支援 ②多様な担い手の支援、就農促進のためのマッチング ③経営力強化に向けた専門家派遣や研修の実施、経営感覚が豊かな経営者の育成

(2) 生産基盤の強化

方針	農地の再整備や集積・集約、農業用施設の適正な維持管理などにより、良好な生産基盤の整備や保全、有効利用を進める。
重点施策	西部地区におけるほ場整備の推進
講ずべき施策	①西部地区におけるほ場整備の着実な実施 ②農業用施設の長期計画に沿った予防的な補修や更新 ③農地の保全と有効利用の促進 ④中心となる経営体への農地の集積・集約推進

(3) 魅力ある地域の形成

方針	深刻化する農作物への鳥獣被害について、イノシシ等の捕獲・処理を含めた対策の取組を一層強化するとともに、農業の持つ多面的機能の維持等に向けた共同活動の支援や農業資源を活用した地域づくりを促し、市民の農業との交流を図る。
重点施策	地域農業維持のための有害鳥獣対策の充実
講ずべき施策	①鳥獣の捕獲や防除対策の強化、処分体制の整備 ②地域の共同作業における保全活動や技術導入の支援 ③農業への関心を高めるための情報発信、多様な農業体験等の取組への支援

(4) 収益性の向上と所得の確保

方針	将来に向けた経営戦略に基づき、高い生産効率を目指した農業経営の確立と効果的な情報交流やブランド力強化などにより農業所得の向上を図る。
重点施策	消費拡大に向けた情報発信の強化
講ずべき施策	①市内産農産物の消費拡大推進、生産消費相互の情報交流の機会の強化 ②新商品開発等に係る伴走型支援 ③ブランド力強化や販路づくりの取組支援 ④安定的な生産体系の構築 ⑤収益性の高い品目の推奨、効率的な農業の取組支援

「仙台市農業施策基本方針」の詳細は仙台市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.sendai.jp/nosekikaku->

[chose/kurashi/shizen/norinsuisan/kihonjoho/shinkovision.html](https://www.city.sendai.jp/nosekikaku-chose/kurashi/shizen/norinsuisan/kihonjoho/shinkovision.html)



2. 農業支援施策

(1) 経営体の確保・育成

認定農業者制度

農業振興課担い手支援係 Tel.022-214-7327

制度概要	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成するための制度です。 農業者が農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画（以下「農業経営改善計画」）を市が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じる制度です。 認定農業者になりたい方は、自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取り組み等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市等（申請先は下記を参照）に申請します。市はその計画の内容が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「基本構想」）に照らして適切なものであるか等を審査し、認定します。
計画認定の 主な要件	- 基本構想に照らし、適切なものであること。 - 年間農業所得（1人あたり）：480万円程度の計画であること - 年間労働時間（1人あたり）：2,000時間程度の計画であること - 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること - 計画の達成される見込みが確実であること。
対象者	申請時において農業を営む方で、5年後の計画が実現可能なものであれば、男性、女性、年齢、経営の規模や専業・兼業などを問いません。農地を持たない畜産や施設園芸の経営者も対象となります。 また、条件によっては、夫婦・親子等による共同申請も可能です。
メリット	以下の支援や優遇等を受けることができます。 - 経営所得安定対策（ゲタ対策・ナラシ対策） - 仙台市施設園芸推進事業 - 仙台市6次産業化等チャレンジ支援事業 - 水稻直播栽培支援事業 - 融資面の配慮（スーパーL資金等） - 農業者年金制度の特例（青色申告者は保険料の一部を補助） - 税制上の特例（経営所得安定対策等の交付金等を準備金として積み立てた場合、その積立額を個人は必要経費算入、法人は損金算入できる）
申請先	農業経営を営む区域が仙台市のみの場合は、仙台市に認定を申請します。 【農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合】 区域が宮城県内のみの場合は県地方振興事務所または県農業振興課、複数県にまたがる場合は東北農政局に認定を申請することになります。

農業経営法人化支援

農業振興課担い手支援係 TEL022-214-7327

農業経営の法人化を予定している農業経営体に対し、県が設置する農業経営・就農支援センターを中心に関係機関が連携して、必要な情報の提供や各種支援を行います。

①農業経営・就農サポート推進事業	
支援内容	法人化を志向する経営体に対して、専門家を派遣し、法人化に向けた相談・指導等を行います。
対象者	法人化を志向する認定農業者、集落営農組織等

②農業経営高度化支援事業	
支援内容	経営診断を受けて雇用環境の改善に取り組む農業者の法人化を支援します。
補助額	定額25万円
対象者	「①農業経営・就農サポート推進事業」による経営相談、診断等を踏まえて法人化した農業経営体のうち、適切な就業規則を整備し、安定的な雇用の確保等経営発展につながる取り組みを行う経営体。

雇用就農支援事業

農業振興課担い手支援係 TEL022-214-7327

支援内容	農業法人等の雇用促進と定着を図るために、新たに雇用する就農者の初期研修期間にかかる費用を支援します。
補助額	5,000円/日 ただし、雇用就農者1人につき、5万円/月かつ最長4ヶ月間が上限
対象者	市内に住所を有する認定農業者
補助対象要件	次の要件を満たす新規雇用就農者と正規の従業員として期間の定めがない雇用契約を締結している農業者が対象 ・支援終了後も雇用就農を継続または市内で独立する強い意欲を有する者 ・支援開始時点で、採用されてから4ヶ月未満であること ・原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと ・過去に本事業（旧 新規就農支援事業（雇用就農））、新規就農希望者研修支援事業、就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと

認定新規就農者制度

農業振興課担い手支援係 TEL022-214-7327

制度概要	農業経営基盤強化促進法に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等（原則18歳以上45歳未満）が、基本構想に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする「青年等就農計画」を市が認定し、認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じる制度です。 認定新規就農者になりたい方は、経営を開始してから5年後の目標やその達成に向けた取り組み等を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市に申請します。市はその計画の内容が基本構想に照らして適正なものであるか等を審査し、認定します。
主な要件	・ 年間農業所得（1人あたり）：240万円程度 ・ 年間労働時間（1人あたり）：2,000時間程度 ・ 計画の達成される見込みが確実であること
対象者	新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です。 ・ 青年（原則18歳以上45歳未満） ・ 特定の知識・技能を有する中高年齢者（45歳以上65歳未満） ・ 上記の者が役員の過半数を占める法人 ※すでに農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過していない方も含みます。 ※認定農業者は含みません。
メリット	認定を受けた農業者には次のような支援措置があります。 ・ 経営開始資金の交付（原則50歳未満） ・ 経営発展支援事業での支援（原則50歳未満） ・ 青年等就農資金（無利子融資）の利用 ・ 各種経営安定対策、補助制度の対象となる。

新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）

農業振興課担い手支援係 TEL022-214-7327

概要	認定新規就農者が就農後の経営発展のために、就農年度に機械・施設等（整備内容ごとに50万円以上）を導入する場合に補助を行います。
補助額	・ 経営開始資金の交付対象者の場合 補助対象事業費上限500万円のうち、3/4以内 ・ 経営開始資金の交付対象者でない場合 補助対象事業費上限1,000万円のうち、3/4以内
対象者	・ 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。 ・ 事業前年度中に独立・自営就農している又は事業年度中に独立・自営就農すること。 ・ 認定新規就農者であること。 ・ 農業経営を継承する場合は、継承する経営に従事してから5年以内に継承するもので、継承する経営を発展させる計画（所得、売上、付加価値額のいずれかを10%増、又は生産コスト10%減）を立てること。 ・ 地域計画の目標地図に位置付けられた者、または農地中間管理機構から農地を借り受けている者 ・ 本人負担分について、融資を受けていること。（青年等就農資金を活用可）等
対象経費	・ 機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等の初期投資的な経費で、事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。 ※汎用性の高いものは対象外。個々の事業内容について単年度で完了すること。

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

農業振興課担い手支援係 Tel022-214-7327

概要	次世代を担う農業者になることを目指す新規就農者に対して、資金を交付します。
交付額	- 経営開始1～3年目：年間150万円 ※ 夫婦で就農、申請する場合は、上記の1.5倍の額を交付 ※ 経営開始から3年未満の農業者のみで法人を設立し共同経営する場合、青年等就農計画の認定を受けた農業者へ交付 ※ 前年の世帯所得が600万円（資金含む）を超えた場合、交付停止
対象者	以下のすべてを満たす必要があります。 - 独立、自営就農の方で、就農時の年齢が原則50歳未満である者 ※ 農地や主要な機械・施設を所有又は賃借していること。また、本人が生産物等の出荷・取引を行い、本人の通帳・帳簿で売上や経費を管理していること。 ※ 農家子弟の方でも、親とは別の経営を開始する場合で、親元に就農してから5年以内に親から経営を全部又は一部継承する場合は対象となります。 - 仙台市で青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者 - 独立、自営就農5年後までの実現可能な「経営開始資金申請追加資料」を作成し、市から承認を受けた者 - 地域計画の目標地図に位置付けられた者、または農地中間管理機構から農地を借り受けている者 - 生活保護等の国の給付を受けていないこと - 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること 等

仙台市新規就農者農業用小規模機械導入事業

農業振興課担い手支援係 Tel022-214-7327

概要	農地の耕作に要する管理機、小型トラクター（20馬力未満）、防除機（動力噴霧機含む）、除草機及び、その他青年等就農計画に記載のある機械類（汎用性が高いものを除く）の導入等について補助を行います。
補助額	1/2以内（10万円を限度）
対象者	- 仙台市で青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者（親元就農者除く） - 住所及び経営する大部分の農地等が市内にあること

新規就農者が利用可能な資金

農業振興課担い手支援係 Tel022-214-7327

新規就農者が利用可能な資金として、下記資金等が利用可能です。

- ・ 農業近代化資金（P.40参照）
- ・ 青年等就農資金（P.43参照）
- ・ 経営体育成強化資金（P.44参照）
- ・ 仙台市農業振興資金（農地取得資金、農業用機械資金、農業用施設整備資金、営農つなぎ資金）（P.46、P.47参照）

新規就農希望者研修支援事業

農業振興課担い手支援係 TEL022-214-7327

支援内容	新規就農希望者の研修先を増やすために、研修生を受け入れる農業者に対して、研修に係る負担を軽減するための費用を支援します。
補助額	5,000円/日 ただし、研修生1人につき5万円/月かつ最長6ヶ月間
対象者	市内に住所を有し次のいずれかに該当し、就農に必要な実践的な研修を行うことができる農業者 ・認定農業者 ・経験や実績を踏まえ、認定農業者に準ずる研修先として市が適当と判断した農業者
補助対象要件	次の要件を満たす新規就農希望者に対して、適切な研修を受講させること ・支援終了後に市内で独立就農する強い意欲を有する者 ・新規就農者育成総合対策実施要綱別記2第5の1(1)に定める就農準備資金の他、同様の資金の対象とならない又は対象となる予定がない者 ・過去に本事業（旧：新規就農・雇用就農支援事業を含む）で同様の研修を受けていないこと

経営継承・発展支援事業

農業振興課担い手支援係 TEL022-214-7327

支援内容	先代の農業者から経営を継承した後継者が、自らの農業経営を発展させるための取り組みに係る経費に対して支援を行います。
補助率	助成対象者1人あたり100万円以内 (市：事業費の1/2(上限50万円以内)、国：市と同額)
対象者	地域計画の目標地図に位置付けられた先代事業者から主宰権の移譲を受けた農業者 ※その他、国補助金事務局の公募要領の対象者要件を満たす必要があります。
補助対象経費	・国補助金事務局の公募要領に沿って経営発展計画を策定し、承認を受けた計画に基づいて実施する、計画の目標を達成するために必要な経費 (専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費)

(2) 生産基盤の強化

農業振興地域制度

農林企画課農地活用係 Tel022-214-8334

制度概要	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るため優良農地として保全・活用する区域を、農業振興地域内の農用地区域として市で指定しています。農用地区域内の農地は、原則として農地転用ができません。 なお、農用地区域内の農地で、温室や農機具格納庫などの農業用施設を建築する場合、用途区分を変更するための手続きが必要になります。
情報公開	農業振興地域内の土地における農用地区域区分や用途区分が確認できる農用地利用計画（一筆台帳）を市ホームページ上で閲覧できます。 https://www.city.sendai.jp/nosekikaku-chose/kurashi/shizen/norinsuisan/kihonjoho/noushinkeikaku.html 農業振興地域制度について

農地転用許可制度

農業委員会事務局事務課農地係 Tel022-214-4340

制度概要	優良農地の確保と計画的な土地利用の推進を図るため、「農地法」に基づき、市街化区域以外の農地を農地以外のものにしようとする（農地転用）場合は、あらかじめ仙台市農業委員会の許可（4haを超える場合は知事の許可）が必要になります。 なお、市街化区域の農地を転用する場合は、届出が必要になります。
------	--

計画の概要	農業経営基盤強化促進法の改正（令和5年4月施行）により、これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されました。 地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、農地の集約化等を推進するものとして、令和7年3月31日に策定しました。 【地域計画の策定地域】 概ねJA仙台の支店ごとに策定しています。 宮城、岩切、高砂、六郷、七郷、中田、西多賀、生出、秋保、泉、根白石 【地域計画の区域】 ・農業振興地域の農用地区域の農地 ・上記の区域以外でのみ耕作している認定農業者等の地域の担い手の農地 【地域計画の主な内容】 ① 地域の現状と課題、将来の在り方 ② 農用地の利用方針、集積・集約化に関する目標 ③ ②の目標を達成するための必要な措置 ④ 地域内の農業を担う者一覧 （経営意向調査（令和5年6月調査済）に回答し、10年後も農業を続ける意向を示した方） ⑤ 地域内の10年後の耕作者を一筆ごとに示した「目標地図」
地域計画の更新について	農地中間管理事業や下記の国庫補助事業の活用など、他制度に関連して変更が必要な場合等、概ね年1回更新します。
メリット	地域農業の将来の在り方や、10年後の耕作者の見通しをつけることで、認定農業者や新規就農者等の担い手が少ない地域では、区域外からの参入者が営農しやすくなります。 また、国の補助事業には、地域計画の区域内での取り組みや目標地図に掲載された「地域の農業を担う者一覧」の農業者を対象とする事業があります。 ① 地域計画を策定した区域を対象とする支援措置 ・強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ） ・機構集積協力金（地域集積協力金、集約化奨励金） ・農地耕作条件改善事業 等 ② 目標地図に掲載された農業者を対象とする支援措置 ・担い手確保・経営強化支援交付金 ・農用地利用効率化等支援交付金 ・経営継承・発展支援事業 ・新規就農者育成総合対策（経営開始資金・経営発展支援事業） ・スーパーL資金、農業近代化資金金利負担軽減措置 ・農業経営基盤強化準備金制度 等

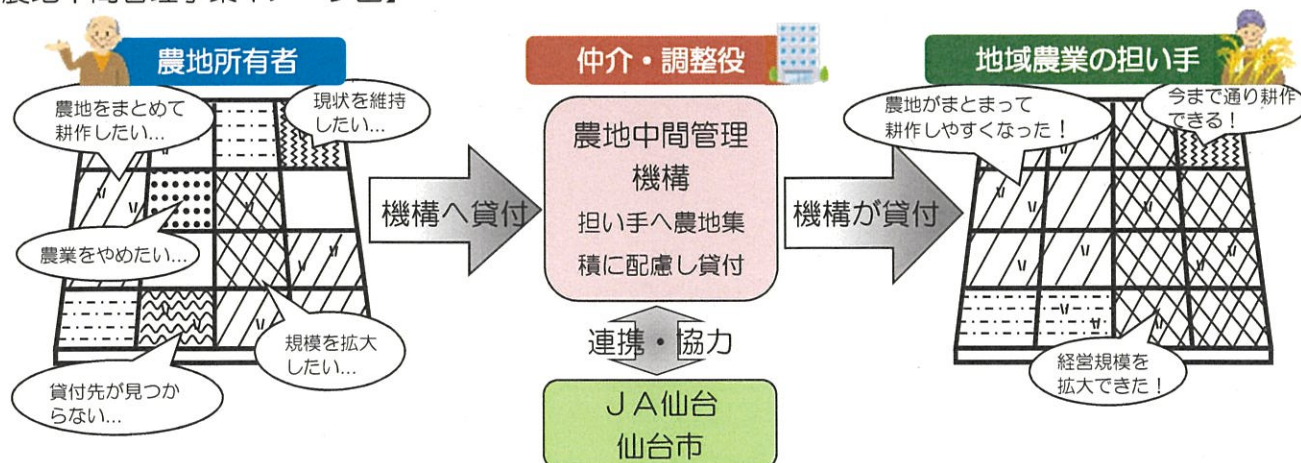
農地の売買・賃貸借等に関する制度

- ①に関しては、農業振興課担い手支援係 Tel022-214-7327
 ②に関しては、農業委員会事務局事務課農地係 Tel022-214-4340

農地の売買・賃貸借等には、農地中間管理機構を介した賃貸借と農業委員会への許可申請を行う農地法第3条による制度があります。

①農地中間管理事業	
制度概要	農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）が仲介役となり、地域の農地の賃貸借を一括して管理し、農地を担い手の規模や経営状況に合わせて面的にまとめて、配分していく手法です。 機構が仲介役を担うことで、農業者の皆様が抱える個別の事情にも対応しながら、農地のコーディネートを行うことが可能となります。 農地中間管理事業を活用した農地の貸借をお考えの方は、JA仙台営農センターへご相談ください。
相談先	仙台農業協同組合 仙台中央営農センター Tel022-289-2914 仙台西部営農センター Tel022-391-0150
農地中間管理事業の関連事業	(1) 担い手集積支援事業のうち集積タイプ 当該年の1月1日から12月31日までに農地中間管理機構から2ha以上の農地を借りた担い手に対して、面積に応じて助成金（1経営体当たり10万円上限、交付単価は予算に応じて変動）を交付します。対象者には、農地中間管理機構より案内があります。 (2) 機構集積協力金交付事業 地域の話合いにより農地を集積・集約化し、まとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合、その割合に応じて協力金を交付します。 ・地域集積協力金 地域農地の農地中間管理機構の活用率や新たに担い手に集積された面積等に応じ、地域に対して協力金を交付します。 ・集約化奨励金 農地中間管理機構を活用して地域内農地面積に占める1ha以上の団地面積が一定割合増加した場合、団地面積の増加割合に応じ、地域に対して協力金を交付します。
関連事業の問い合わせ先	(1)に関しては、公益社団法人みやぎ農業振興公社 Tel022-275-9192 (2)に関しては、農業振興課担い手支援係 Tel022-214-7327

【農地中間管理事業イメージ図】



農地の売買・賃貸借等に関する制度

①に関しては、農業振興課担い手支援係 Tel022-214-7327

②に関しては、農業委員会事務局事務課農地係 Tel022-214-4340

②農地法第3条	
制度概要	農地を耕作目的で売買・賃貸借等する場合には、農地法第3条の規定に基づき農業委員会の許可を得る必要があります。 許可申請は毎月10日を締切日として随時受け付けており、農業委員会総会での審議を経て許可が行われます。
相談先	農業委員会事務局事務課農地係 Tel022-214-4340

(3) 魅力ある地域の形成

野生鳥獣捕獲のための支援

農業振興課生産支援係 Tel022-214-8335

捕獲のための檻の購入経費や狩猟免許試験等の講習会の受講料に対しての助成を実施します。

①イノシシ用捕獲檻購入

支援内容	イノシシ用捕獲檻（クマ脱出口付き）を購入する場合に、経費の一部を補助します。
補助額	購入経費の1/2（上限6万円/1基）
対象者	有害鳥獣による農作物等への被害防止のため、地域の被害防止計画を策定し、対策を講じる農業者が組織する団体（3名以上）又は町内会、その他仙台市農作物有害鳥獣対策協議会会長が特に認めた者及び団体



捕獲檻で捕獲したイノシシ



地域ぐるみの捕獲対策の様子

②狩猟免許（わな・銃）試験講習会受講料

支援内容	狩猟免許（わな及び銃）の試験講習会の受講料を補助します。
補助額	わな・銃それぞれ7,000円（定額。1人1回限り） ※わなと銃の助成を同時に受ける場合は補助額は合計7,500円となります。
対象者	有害鳥獣による農作物等への被害防止のため、地域の被害防止計画を策定し、対策を講じる農業者が組織する団体（3名以上）又は町内会、その他仙台市農作物有害鳥獣対策協議会会長が特に認めた者及び団体 ※狩猟免許（銃）の助成対象者は農業者に限定しません。

③猟銃等初心者講習会受講料

支援内容	猟銃等の初心者講習会の受講料を補助します。
補助額	6,900円（定額。1人1回限り）
対象者	有害鳥獣による農作物等への被害防止のため、地域の被害防止計画を策定し、対策を講じる農業者が組織する団体（3名以上）又は町内会、その他仙台市農作物有害鳥獣対策協議会会長が特に認めた者及び団体 ※農業者に限定しません。

野生鳥獣被害対策のための防護柵設置支援

農業振興課生産支援係 TEL022-214-8335

野生鳥獣が農地に侵入するのを防ぐために防護柵等の設置に対して助成します。

①農作物被害防止施設（電気柵等）の設置補助

支援内容	野生鳥獣による被害から農地を守るため、電気柵等の防護柵を設置する場合に、経費の一部について補助します（イノシシ、ニホンザル、クマ、ニホンジカ、ハクビシン用に限る）。
補助率	①地域を囲う延長が連続して、おおむね1km以上の場合 補助率：事業費の2/3（補助額上限330,000円/1,000m） ②上記以外の場合 補助率：事業費の1/3（補助額上限30,000円/100m）
対象者	野生鳥獣による農作物等への被害防止のため、地域の被害防止計画を策定し、対策を講じる農業者が組織する団体（3名以上）又は町内会、その他仙台市農作物有害鳥獣対策協議会会長が特に認めた者及び団体

②大規模防護柵（ワイヤーメッシュ柵等）の設置

支援内容	国補助事業により、イノシシ被害から農地を守る防護柵（ワイヤーメッシュ柵等）を設置する費用について補助します。
補助率	①農地、地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とする場合は定額補助 ②設置工事を含める場合などは、原則として交付率は事業費の1/2以内 ※要件により補助率が上がる場合があります。
対象者	仙台市農作物有害鳥獣対策協議会の構成員であり、かつ、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有している代表者の定めがある団体であること。また、受益戸数が3戸以上であること。 ※費用対効果の分析を実施します。

③大規模防護柵（ワイヤーメッシュ柵）の維持管理支援や地際補強対策

支援内容	国の事業により農作物有害鳥獣対策にかかる大規模防護柵（ワイヤーメッシュ柵）を整備した地域団体に対し、天災や鳥獣による破損にかかる補修資材（※1）や、地際補強対策資材（※2）を支援します。 ※1 ワイヤーメッシュ柵を適切に維持管理していたにも関わらず、天災や鳥獣によりやむをえず破損した箇所に限ります。 ※2 復興事業として設置されたもののうち、平成27年度から令和2年度の間に設置された箇所に係るものに限ります。
対象者	仙台市農作物有害鳥獣対策協議会の会員又は賛助会員 ※国の事業により整備した大規模防護柵（ワイヤーメッシュ柵）を管理する地域団体

多面的機能支払交付金

農林企画課農地活用係 TEL022-214-8334

農地、水路、農道等の地域資源は、農村地域の高齢化、人口の減少などの進行で、適切な保全管理を行うことが困難な状況になってきています。このため、平成27年度から法律に基づいた安定的な措置として、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援しています

	①農地維持支払交付金	②資源向上支払交付金（共同活動）
支援内容	地域共同による農地や水路等の地域資源の、基礎的な保全活動（農地法面の草刈りや水路の泥上げなど）と適切な保全管理のための推進活動に対し、対象となる農用地面積に応じて交付金を交付します。	農地維持支払交付金活動と併せて、水路、農道等の施設の軽微な補修、生態系保全や景観形成などの農村環境保全活動、及び多面的機能の増進を図る活動に対し、対象となる農用地面積に応じて交付金を交付します。
交付単価	- 田3,000円/10a - 畑2,000円/10a - 草地250円/10a	- 田2,400円/10a - 畑1,440円/10a - 草地240円/10a ※農地・水保全管理支払の取組を含め5年以上継続地区については上記単価の75% ※多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は上記単価の5/6
対象者	- 農業者のみで構成される活動組織又は広域活動組織 - 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織又は広域活動組織	農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織又は広域活動組織
	※広域活動組織は区域内農用地面積が200ha以上などの条件があります。	
その他	組織を設立し、事業計画を策定の上、申請する必要があります。 他の機関・団体の支援又は取組 ・宮城県多面的機能支払推進協議会： http://www.nmk-miyagi.org/	

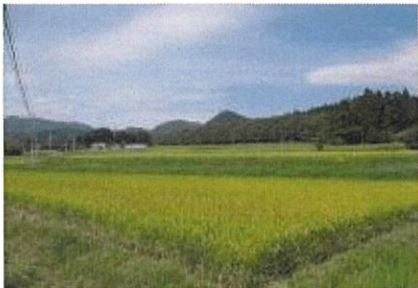


花の植栽の様子

中山間地域等直接支払交付金

農林企画課農地活用係 TEL022-214-8334

傾斜地が多いなど、農業生産条件の不利な中山間地域等において、耕作放棄地の発生防止や農地の持つ多面的機能の維持・増進を図るため、一定の要件を満たした集落等が農地を計画的に管理していくための協定を締結した場合、交付金を交付します。

支援内容	耕作条件の不利な中山間地域等において、傾斜基準等一定の要件を満たした農用地を耕作する農業者等が、将来にわたって農業生産活動を継続していくための協定（集落協定）を締結し、農地の持つ多面的機能の維持・増進を図る活動等について交付金を交付します。	
田の場合の 交付単価	① 基礎的な取り組みのみ行う集落 緩傾斜地 6,400円/10a 急傾斜地 16,800円/10a ② ①に加え体制整備のための前向きな活動を行う集落（※2） 緩傾斜地 8,000円/10a 急傾斜地 21,000円/10a ※1 傾斜基準：緩傾斜地1/100以上、 急傾斜地1/20以上 ※2 活動5年目までを目途にネットワーク化活動計画を作成する集落	 朴沢高野原地区の水田
対象者	協定に基づき、5年間以上継続して対象農用地において農業生産活動等を行う農業者等	

環境保全型農業直接支払交付金

農林企画課農地活用係 TEL022-214-8334

国の環境保全型農業直接支払交付金と連動し、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する環境保全型農業の取り組みを支援します。

支援内容	環境保全に、より効果の高い営農活動の普及推進を図っていくため、有機農業や堆肥の施用等の環境保全型農業に取り組む経費について補助します。
交付単価	補助単価：14,000円以内/10a （国7,000円、県3,500円、市3,500円） ※取組内容によって交付単価が異なります。
対象者	農業振興地域内の農地で、国の環境保全型農業直接支払交付金の交付対象となる活動を実施している農業者が組織する団体等
交付要件	- 持続可能な農業生産に係る取組を実施すること。 - 有機農業に取り組む場合は、国際水準の有機農業（有機JASの水準）を実施していること。※GAP認証取得や有機JAS認証取得を求めるものではありません。

レクリエーション(市民)農園の開設

農林企画課農地活用係 TEL022-214-8334

レクリエーション(市民)農園とは、都市住民がレクリエーションを目的として、小面積の農地を利用して自家用の野菜などを栽培する農園のことです。市民の方の生きがいづくりや子供たちの食育の場として、また、自然に触れ合うことで心や体の健康づくりや安らぎの場として活用されています。

農地を所有する農業者がレクリエーション農園を開設する場合は、「農園利用方式」と「市民農園整備促進法」、「特定農地貸付法」に基づく方式があります。

①農園利用方式

概要	農業者が農園の経営を行うもとで、利用者が農作業の一部を行うために農園を利用する方式です。利用者は、レクリエーション等の目的で農作業が体験できます。本市で最も一般的に行われている方式です。
開設場所	特に定めはない
特徴	「農業振興地域農用地区域内」での駐車場、休憩施設等附帯施設整備には、所定の手続きが必要です。

②市民農園整備促進法に基づく方式

概要	相当規模の面積の農地に休憩施設等を備えた市民農園を開設する方式です。
開設場所	「市街化区域」または市町村が指定した「市民農園区域」内のみ
開設手続き	開設者は、農地の位置や面積、市民農園施設の位置や規模、利用者の募集及び選考方法、周辺地域との調整状況等を記載した「市民農園整備運営計画書」等を添えて市町村の認定を受けます。開設形態が特定農地貸付けによる場合は、市町村と貸付協定を締結する必要があります。
特徴	農地法の権利移動の許可や休憩施設等附帯施設の整備に係る農地法の転用許可が不要です。

③特定農地貸付法に基づく方式

概要	農業者が利用者に農地を貸し付ける方式です。
開設場所	農地であるほか定めはないが、適切な位置にある場合に農業委員会が承認
開設手続き	開設者は、市町村と貸付協定を締結し、借受者の募集及び選考方法、貸付期間その他の条件を記載した「貸付規程」を添えて、農業委員会の承認を受けます。
特徴	農地法の権利移動の許可は不要です。貸付は一区画10a未満、区画貸付の期間は5年以内、営利目的での栽培禁止などの制限があります。休憩施設等附帯施設整備には、所定の手続きが必要です。

レクリエーション(市民)農園設置支援事業

農林企画課農地活用係 Tel022-214-8334

支援内容	農地を利用して行うレクリエーション農園の新規設置又は既存農園の施設修繕等に係る経費を一部補助します。
補助率	補助対象経費の1/2以内 (新設上限：30万円、既設上限：15万円)
補助対象経費	・ 土地整備費 ・ 井戸工事費 ・ 看板設置費 ・ 駐車場整備費 ・ 休憩所及びトイレ設置費等
対象者	仙台市内の農業者
採択基準	・ 農園面積は、おおむね10a以上であること。 ・ 開設者と利用者の間で、入園契約等を締結すること。 ・ 既設の場合、過去に本事業補助金の交付を受けた農園を除く。



栽培指導型農園の様子



せんだい農業園芸センターの市民農園

学童農園事業

農林企画課農地活用係 Tel022-214-8334

支援内容	農地を利用して、児童生徒等が栽培作業を行う学童農園を実施する場合に、農園開設者に対し、入園料を助成します。
入園料	本市と農園開設者で入園利用に関する覚書を締結していただきます。 ・ 1アール以上5アール未満 30,000円 ・ 5アール以上8アール未満 65,000円 ・ 8アール以上 100,000円
要件	・ 本市区域内に農園開設者が居住もしくは農地が所在し、当該農地に所有権もしくは使用収益権等の権利を有する者。 ・ 学童農園が本市の区域内に位置し、1アール以上であること。

農業サポーター事業

農業振興課担い手支援係 Tel022-214-7327

「農作業の労働力を必要としている農家のお手伝いをしたい」という市民の方に農作業を手伝ってもらい、農業サポーター事業を実施しています。

農業サポーターとは、市が主催する農業サポーター養成講座「せんだい農楽校」で座学や実習により野菜の栽培管理など農業の基本を学び、講座を修了した後、農業者を応援するため市に登録している方々です。

内容	農作業が忙しい時、急に人手が必要になった時など、農業サポーターが希望する農業者のところへサポート（有償）に伺います。数時間から1日単位、一定期間連続サポートも可能です。
利用事例	ほ場の除草、野菜等の播種・定植・収穫・出荷調製、ハウス内の片づけ、田植え・稲刈り補助など
利用対象者	市内の農業者 ※ サポーターによる支援を希望する農業者は、あらかじめ仙台市農業サポーター事業登録票による登録が必要です。登録手続き完了後は必要に応じて、希望日時・依頼内容・人数等を記入した作業内容申込書を提出いただきます。 ※ サポートは有償です。
連絡先	仙台ターミナルビル(株)荒井事業所 Tel022-762-9667
その他	農業サポーター養成講座の修了生有志による、仙台市農業サポーターの会「みのりの会」が、会員の活動をサポートしています。



農業サポーター活動の様子

(4) 収益の向上と所得の確保

学校給食向け環境保全米生産補助事業

農業振興課農食ビジネス推進室 TEL022-214-8266

支援内容	仙台市内の学校給食へ提供する環境保全米について、慣行栽培米との生産資材の差額の一部を補助します。		
補助対象経費	環境保全米の生産に当たり発生する、慣行栽培米との生産資材の差額の一部 補助基本額（上限額）：米60kgあたり250円		
対象者	仙台市内の農業者		
採択基準	- 仙台市内の市立学校の学校給食へ提供する環境保全米であること。 - 申請年度内産の米であること。		
問い合わせ先	仙台農業協同組合	営農推進部米穀畜産課 仙台中央営農センター 仙台西部営農センター	TEL022-357-0272 TEL022-289-2914 TEL022-391-0150

旬の香り市への参加

農業振興課農食ビジネス推進室 TEL022-214-8266

新鮮な仙台産農産物及び農産加工品等を販売する機会と市民との交流の場を提供します。

開催場所	① 勾当台公園内イベント会場 ② せんだい農業園芸センターみどりの杜
開催時期	① 4月から11月（月2回 9時30分～15時） ② せんだい農業園芸センターみどりの杜でのイベント開催時（期日未定）
対象者	仙台市内の農業者または農業者団体



旬の香り市（勾当台公園）の様子

6次産業化等チャレンジ支援事業

農業振興課農食ビジネス推進室 TEL022-214-8266

市内産の農林水産物を使用した6次産業化や農商工連携の取り組みに対し、専門家の知見を活用しながら、事業計画の策定から商品開発、加工・製造、販路開拓まで伴走型の支援を行い、経費の一部を補助します。

事業の流れ	原則として、2名以上の異なる分野の専門家派遣を受け、所定の事業計画書を作成し適切であると認められた後に、必要に応じて補助金を受けることができます。 6次産業化の流れ 6次産業化の相談 事業計画作成 商品開発 製造 販路開拓 支援事業 専門家派遣事業（単年度5回まで派遣） 補助金交付事業																														
支援内容	<table><tr><th colspan="2">メニュー</th><th>支援内容</th><th>補助率</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td colspan="2">専門家派遣</td><td>事業計画策定、経営診断、マーケティング、商品開発、デザイン開発、販路拡大等6次産業化に必要な指導・助言をそれぞれの分野の専門家を派遣して行う。</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">補助金</td><td>機材導入</td><td>6次産業化や農商工連携に必要な機械や設備の導入事業にかかる経費に対して補助する。</td><td>1/2以内</td><td>120万円</td></tr><tr><td>デザイン開発・広報</td><td>パッケージやロゴデザイン、WEBサイトの開発、広報物のデザイン・印刷製本等にかかる経費に対して補助する。</td><td>1/2以内</td><td>30万円</td></tr><tr><td>試作</td><td>試作した商品の評価や使用する原材料調達、原価計算等の確認を行う事業にかかる経費に対して補助する。</td><td>1/2以内</td><td>20万円</td></tr><tr><td>販路開拓</td><td>展示会へ出展にかかる経費、モール型ECサイト登録にかかる初期費用に対して補助する。</td><td>1/2以内</td><td>15万円</td></tr></table>				メニュー		支援内容	補助率	補助上限額	専門家派遣		事業計画策定、経営診断、マーケティング、商品開発、デザイン開発、販路拡大等6次産業化に必要な指導・助言をそれぞれの分野の専門家を派遣して行う。	—	—	補助金	機材導入	6次産業化や農商工連携に必要な機械や設備の導入事業にかかる経費に対して補助する。	1/2以内	120万円	デザイン開発・広報	パッケージやロゴデザイン、WEBサイトの開発、広報物のデザイン・印刷製本等にかかる経費に対して補助する。	1/2以内	30万円	試作	試作した商品の評価や使用する原材料調達、原価計算等の確認を行う事業にかかる経費に対して補助する。	1/2以内	20万円	販路開拓	展示会へ出展にかかる経費、モール型ECサイト登録にかかる初期費用に対して補助する。	1/2以内	15万円
メニュー		支援内容	補助率	補助上限額																											
専門家派遣		事業計画策定、経営診断、マーケティング、商品開発、デザイン開発、販路拡大等6次産業化に必要な指導・助言をそれぞれの分野の専門家を派遣して行う。	—	—																											
補助金	機材導入	6次産業化や農商工連携に必要な機械や設備の導入事業にかかる経費に対して補助する。	1/2以内	120万円																											
	デザイン開発・広報	パッケージやロゴデザイン、WEBサイトの開発、広報物のデザイン・印刷製本等にかかる経費に対して補助する。	1/2以内	30万円																											
	試作	試作した商品の評価や使用する原材料調達、原価計算等の確認を行う事業にかかる経費に対して補助する。	1/2以内	20万円																											
	販路開拓	展示会へ出展にかかる経費、モール型ECサイト登録にかかる初期費用に対して補助する。	1/2以内	15万円																											
対象者	・ 農業経営改善計画の認定を受けている農業者等（認定新規就農者を含む） ・ 農業協同組合 ・ 漁業者 ・ 市内の農林水産物等を主原料とした商品を製造又は販売しようとする商工業者（事業が本市の農林水産業振興に寄与し、かつ安定して事業を継続実施できると認められる方） ・ 林業者 ・ 漁業協同組合 ・ 森林組合 ※いずれも市税を滞納していない方に限ります。																														

販路拡大に向けた相談

農業振興課農食ビジネス推進室 TEL022-214-8266

農林漁業者、食品加工業者、新商品の開発企画者等で、農林水産物の加工や販売、販路拡大などの新たな取り組み、仙台産の農林水産物を使用した商品等のプロモーションについての相談を受けています。



スーパーマーケット・トレードショーの様子

農と食のフロンティア推進特区制度（税制上の特例措置）

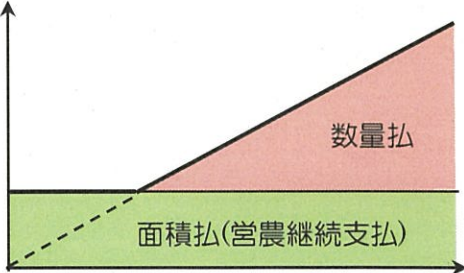
農業振興課農食ビジネス推進室 Tel022-214-8266

制度概要	市では、被災した東部地区の農業振興地域を再生及び復興していくため、復興特区の申請を行い、令和3年4月1日に国の認定を受けました。税制上の特例措置を活用し、対象区域内における農業に関する新たな事業の実施を誘導していくものです。 ※令和6年度の税制改正により、税制上の特例措置の適用期限が令和8年3月31日まで延長されました。 ※平成24年3月2日に認定された旧・仙台市復興推進計画の対象区域に係る新規の指定受付は令和3年3月31日をもって終了しました。
支援内容	対象区域において、農業機械や施設の取得、被災者の雇用などの新たな事業を行う方は、申請書類等を提出し、仙台市の指定を受けることにより、税制上の特例措置を受けられます。
対象区域	以下の農業振興地域 【宮城野区】 岡田地区及び蒲生地区の指定地域 【若林区】 上飯田地区及び藤塚地区の指定地域 【対象区域図】 
対象者	対象区域において、農業やその関連産業（※）を営む法人や個人事業者 ※ 関連産業：農業関連加工・流通・販売関連産業、農業関連再生可能エネルギー関連産業、農業関連試験研究関連産業
特例措置の種類	（１）国税 ①機械や装置、建物を取得した場合の特別償却又は税額控除 ②被災者を雇用した場合の税額控除（指定後5年間） ③研究開発用資産を取得した場合の特別償却又は税額控除 ※①～③はいずれか１つを選択。 （２）地方税 ・県税（事業税・不動産取得税）の課税免除 ・市税（固定資産税・都市計画税）の課税免除
その他の特例措置	農と食のフロンティア推進特区の区域外でも、食品関連産業を営む方は、税制上の特例措置を受けられる場合があります。 ※ 民間投資促進特区制度（ものづくり産業）（仙台市経済局企業立地課）

経営所得安定対策（畑作物の直接支払い交付金（ゲタ対策））

農業振興課生産支援係 Tel022-214-8335

諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物（麦・大豆など）について、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する額が交付されます。作付けは、水田・畑地を問いません。

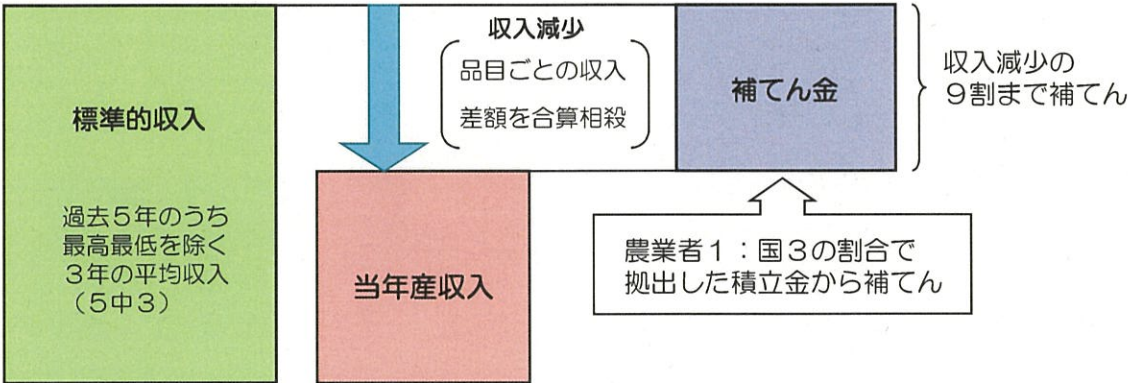
支援内容	生産量と品質に応じて交付される「①数量払」と、当年産の作付面積に応じて、数量払いの内金として交付される「②面積払」の2種類あります。		
対象者	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者		
対象作物	麦、大豆、そば、なたね、でん粉原料用ばれいしょ、てん菜 （播種前に販売先と契約する必要があります。）		
交付単価	①数量払		②面積払（営農継続支払）
	令和7年産の平均交付単価（1等から3等平均）		20,000円／10a （そばは13,000円／10a）
		課税事業者	免税事業者
	小麦 （円／60kg）	5,930	6,340
	六条大麦 （円／50kg）	4,850	5,150
	大豆 （円／60kg）	9,430	9,840
	そば （円／45kg）	16,720	17,550
	※ 対象作物は市内で生産が多い作物のみ記載		
	※ 等級により単価が異なる		
問合先	農業振興課生産支援係 TEL022-214-8335 東北農政局経営所得安定対策チーム（宮城県担当） TEL022-221-1105		

経営所得安定対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策））

農業振興課生産支援係 TEL022-214-8335

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの収入額の合計が、標準的な収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てんする制度です。

補てん金は、対策加入者と国が、1対3の割合で拠出します。

支援内容	$(\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$ ※ 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担するため、農業者からの積立金の拠出が必要となります。補てん後の積立金の残額は、翌年産にかかる対策へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。 
対象者	認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者 ※収入保険に加入している場合は対象外
対象作物	米（事前に集出荷業者と出荷契約を結んだもの等）、麦、大豆、でん粉原料用ばれいしょ、てん菜
問合せ先	農業振興課生産支援係 TEL022-214-8335 東北農政局経営所得安定対策チーム（宮城県担当） TEL022-221-1105

経営所得安定対策（水田活用の直接支払交付金）

農業振興課生産支援係 TEL022-214-8335

水田を有効利用するため、水田で大豆・飼料用米等を生産・販売する農業者に対し交付金を交付します。

①戦略作物助成

支援内容	水田を活用して、麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対し て交付金を交付します。	
交付単価 (10aあたり)		
	対象作物	交付単価（10aあたり）
	麦、大豆、飼料作物	35,000円（※1）
	ホールクropp用稲	80,000円
	加工用米	20,000円
	飼料用米（※2）、米粉用米	収量に応じて55,000円～105,000円
※1	多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は10,000円/10a	
※2	飼料用米（一般品種）は収量に応じて55,000円～85,000円/10a	

②産地交付金

支援内容	地域の実情に応じて、麦・大豆等の生産性の向上や地域振興作物の生産への取り組みを支援するため、市や県の協議会で対象作物と単価を設定できる交付金です。				
交付単価 (10aあたり)		対象作物	取組内容	交付単価	要件
	市	大豆	収量向上対策	9,000～18,000円	2ha以上作付、0.8ha以上の連担団地排水対策、土壌分析、生産性向上等の取組
	市	麦	二毛作	16,000～20,000円	麦＋大豆の二毛作、生産性向上技術2つの取組（うち排水対策は必須）
	県	加工用米	低コスト生産等	7,000円	低コスト技術2つや複数年契約の取組
	市	飼料用米	収量向上対策	3,000～8,000円	生産性向上技術2つの取組（うち土づくり技術は必須）
	県	飼料用米	低コスト生産	3,000円	低コスト技術2つの取組
	県	米粉用米	低コスト生産	3,000円	低コスト技術2つの取組
	県	新市場開拓用米	低コスト生産	12,000円	低コスト技術の取組
	国	新市場開拓用米	新市場開拓用米	20,000円	新市場開拓用米の生産・販売
	国	新市場開拓用米	複数年契約	10,000円	コメ新市場開拓等促進事業の採択、3年以上の複数年契約の初年度
	市	そば	収量向上対策	12,000～18,000円	1ha以上作付、0.5ha以上の連担団地排水対策、獣害防止または除草、粗選機選別の取り組み
	国	そば	そば振興	20,000円	そばの作付け
	国	地力増進作物	地力増進作物	20,000円	地力増進作物の作付け、すき込み
	市	タマネギ・ネギ・エダマメ・ブロッコリー等	地域振興作物	35,000円	対象1品目を10a以上
	市	ブロッコリー・キャベツ・ニンジン・結球レタス・ホウレンソウ等	露地園芸二毛作	10,000円	基幹作（大豆、そば、地域振興作物等）を作付けた前後に、対象1品目を10a以上
	県	露地園芸 (県指定品目)	作付拡大助成	30,000円 50,000円	基準年(初年度前年)から30a以上(30,000円)または1ha以上(50,000円)拡大
	県		定着促進	10,000円	対象作物を30a以上作付
	県		露地園芸 大規模露地園芸	30,000円 50,000円	30a以上の団地(30,000円)または1ha以上(50,000円)の拡大、新規申請不可
	県	大豆・麦・飼料作物・WCS用稲	作付拡大	7,000円	実需と結びついた生産拡大に取り組むこと（拡大面積への交付）
	県	子実用とうもろこし	生産性向上	6,000円	生産性向上の取組
※ 単価については、予算内で面積に応じて按分するため、減る場合があります。					
対象者	販売目的で対象作物を生産する農業者・集落営農組織（内容により対象者が異なる）				
問合せ先	農業振興課生産支援係 TEL022-214-8335 東北農政局経営所得安定対策チーム（宮城県担当） TEL022-221-1105				

青果物価格安定制度

農業振興課生産支援係 Tel022-214-8335

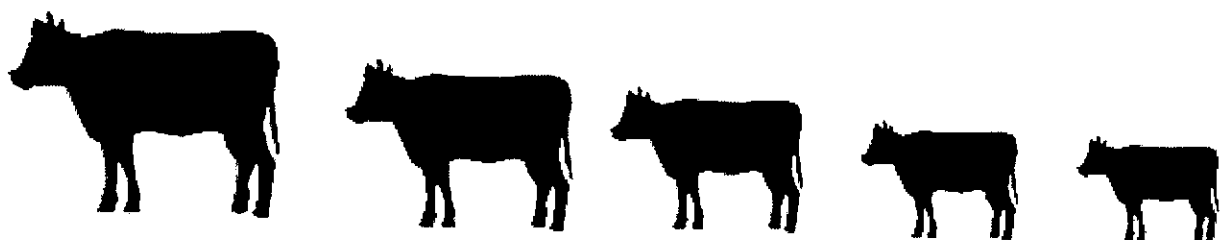
制度概要	価格変動による経営への影響を緩和し、野菜農家等が安心して生産できるようにするために、青果物の販売価格の低下に応じて補填金が支払われる保証制度です。
支援内容	平均販売価格が補償基準価格を下回った場合、その差額に品目毎に設定された補給金交付率を乗じた額に出荷数量を乗じて、生産者補給金としてJAを通じて交付します。 ・ 生産拡大品目：レタス、ゆきな（補給金交付率100%） ・ 県戦略品目：きゅうり（補給金交付率85%） ・ 地域戦略品目：はくさい、だいこん（補給金交付率75%） （※令和7年度仙台農業協同組合における予約品目） 事前に申請した品目及び出荷予定量に対して予め資金を造成します。造成金額の負担割合は以下のとおりです。 ・ 生産者：40% ・ 宮城県：30% ・ 仙台市：20% ・ 全農みやぎ：10%
対象者	仙台農業協同組合に出荷販売を委託した農業者
問合せ先	（公社）宮城県青果物価格安定相互補償協会（全農宮城県本部園芸部内） Tel 022-283-5130

和牛増頭推進事業

農業振興課生産支援係 Tel022-214-8335

受精卵移植技術を用いて優良遺伝子を持つ和牛の増頭及び生産の低コスト化を実現し、畜産の経営安定を図るための支援を行います。

支援内容	乳用牛等による和牛受精卵の移植技術に要する経費に対して補助します。 ※採卵料、移植技術料（受精卵移植料、同期化料）を対象
補助率	補助対象経費の3/10以内（1農業者あたり上限10万円）
対象者	家畜を飼養し、受精卵移植により和牛の増頭を行う農業者



水稻直播栽培支援

農業振興課担い手支援係 Tel.022-214-7327

水稻直播は、田植えをせずに直接水田に種子（種粃）をまく水稻生産技術であり、苗づくりや田植えの省力化を可能にします。

大規模水稻直播栽培団地育成事業（主食用米の直播栽培面積が5ha以上）	
支援内容	水稻栽培の低コスト化及び宮城米の安定生産を推進するため、水稻直播栽培の普及定着化を図る農業者等が行う技術対策等に要する経費について補助します。
補助率	10a当たり2,000円以内の定額補助（10a未満切り捨て）
補助期間	① 市が実施していた水稻直播栽培支援事業（5ha未満）と合わせて3年を超えないこと ② 最初に交付決定を受けた年度を含め3年間が限度 （ただし、補助期間中最大の直播栽培面積を超えて取り組む面積部分については、4年目も対象）
対象者	水張面積で5ha以上の直播栽培（主食用）に取り組む農業者、生産組織



乾田直播した田（5月撮影）

施設園芸推進（パイプハウス設置等）事業

農業振興課担い手支援係 TEL022-214-7327

野菜や花き等で施設園芸を行うために必要なパイプハウスの導入に対し、支援を行います。

支援内容	野菜及び花き等の栽培に必要な施設（パイプハウス）を設置する費用について補助を行います。							
補助率	<table><tr><td colspan="2">補強型（間口5m以上、パイプ口径30mm以上、専用ドア付）</td></tr><tr><td>新築</td><td>事業費の1/3以内で、1㎡あたり2,400円が限度</td></tr><tr><td>再築</td><td>事業費の1/4以内で、1㎡あたり1,800円が限度</td></tr></table>		補強型（間口5m以上、パイプ口径30mm以上、専用ドア付）		新築	事業費の1/3以内で、1㎡あたり2,400円が限度	再築	事業費の1/4以内で、1㎡あたり1,800円が限度
補強型（間口5m以上、パイプ口径30mm以上、専用ドア付）								
新築	事業費の1/3以内で、1㎡あたり2,400円が限度							
再築	事業費の1/4以内で、1㎡あたり1,800円が限度							
対象者	（1）認定農業者、認定新規就農者 （2）持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号（令和4年7月1日廃止））第4条第1項の認定を受けた農業者（エコファーマー） （3）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条に定める基本計画に基づく環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者 ※ いずれも市内に住所を有し、市税を滞納していない方に限ります。また、本事業の補助対象経費について、国・県の補助金を受けている場合又は受ける予定の場合は対象となりません。							
事業要件	1年度につき農業者1人あたり500㎡を上限とする。 - 対象者（1）及び（3）については、認定を受けた計画に基づいて行うものであること。 - 対象者（2）については、認定を受けた導入作物の生産に要するものであること。 - 園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合については、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加すること。 - 再築の場合、設置後10年以上経過していること。							

野菜・花き・果樹振興対策事業

農業振興課担い手支援係 Tel022-214-7327

生産の低コスト化及び高付加価値化並びに契約取引推進により、園芸特産物の生産・出荷拡大を図ります。

支援内容	園芸特産物の生産・出荷拡大を図るために必要な施設・機械等の整備に要する経費について補助します。宮城県の市町村振興総合補助金対象事業に採択されることが必要となります。
補助率	13/30以内（県1/3以内、市1/10以内） ※宮城県の補助金額が1事業主体あたり50万円以上であること
対象者	仙台農業協同組合、農業法人、特定農業団体、その他市長が適当と認める団体等

転作共同利用機械施設整備事業

農業振興課担い手支援係 Tel022-214-7327

転作のために共同利用する機械の導入や施設の整備に対して支援します。

支援内容	仙台市農業振興協議会水田収益力強化ビジョンに示された米以外の振興作物等の生産に必要な機械・施設の整備に対し補助を行います。宮城県の市町村振興総合補助金対象事業に採択されることが必要となります。
補助率	6/10以内 （県費1/3以内の場合は市費1/10以内、県費4/10以内の場合は市費2/10以内）
補助要件	- 宮城県の補助金額が1事業主体あたり50万円以上であること - 受益面積が目標年度において1ha以上であること ※対象作物が麦、大豆及び飼料作物にあっては、目標年度においておおむね7ha以上（中山間地域が受益地の過半を占める場合にあってはおおむね3.5ha以上）。
対象者	仙台農業協同組合、農業者3戸以上の営農集団（農業者3戸以上で組織運営するための代表者・規約を定めているもの）、農地所有適格法人等 ※補助対象者又はその構成員が地域計画において農業を担う者として位置づけられていること

強い農業づくり総合支援交付金

農業振興課担い手支援係 Tel.022-214-7327

共同利用施設や農業用機械等を導入する場合に支援します。

	①産地基幹施設等支援タイプ	②先駆的モデル支援タイプ	③農業支援サービス事業支援タイプ
支援内容	地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援します。	食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた新しい農業のモデルを創出していくため、安定的な生産・供給等を実現しようとする先駆的モデルの育成を支援します。 (国直接採択事業)	農業支援サービス事業の提供に必要な農業用機械等の導入を支援します。 (国直接採択事業)
整備内容	農業用の産地基幹施設 (耐用年数5年以上)	推進事業(農業用機械、実証等) 整備事業(農業用施設)	農業用機械等
補助率	1/2以内等 (上限額:20億円)	定額、1/2以内 (上限額:推進事業5,000万円 整備事業20億円)	1/2以内 (上限額:1,500万円)
融資機関	仙台農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用組合など		
対象者	農業者の組織する団体(農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体)	農業者等	農業者等

農地利用効率化等支援交付金

農業振興課担い手支援係 Tel022-214-7327

地域の将来の農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

	融資主体支援タイプ
支援内容	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、融資を受けて経営改善に取り組む 場合、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。 ◇特定の取り組みに対し、優先枠があります。 ・スマート農業優先枠（スマート農業技術活用促進法の計画認定を受けていること） （ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業体の取組も対象）） ・集約型農業経営優先枠 （中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入） ・グリーン化優先枠（みどり認定を受けていること） （「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入）
補助率	・事業費の3/10 以内等（事業費が整備内容ごとに50万円以上であること） ・上限額：300万円等
融資機関	仙台農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用組合など
対象地域	「地域計画」が策定されている地域
対象者	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者 （認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。） ただし、新規就農者にあっては、認定農業者又は認定新規就農者に限る。

スマート農業推進支援

農業振興課生産支援係 Tel022-214-8335

集落営農組織等の持続的な農業経営を支援するため、スマート農業機械等の導入費用を支援します。

集落営農組織等スマート農業機械導入支援事業	
支援内容	スマート農業機械の導入経費を一部助成します。
補助率	補助対象経費の3/10以内（上限6,000千円） （1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て）
補助対象経費	（1）下記スマート農業機械・装置本体及び運用に必要な附属品等 ・自動操舵システム付き農業機械 ・その他市が認めるスマート農業機械等 （2）業者による設定・設置経費等 自動操舵システム付きトラクターの機能
対象者	集落営農組織・法人 （採択基準等、条件があるため担当係までご相談ください）

宮城県環境負荷低減事業活動実施計画に基づく認定制度

農業振興課生産支援係 Tel022-214-8335

制度概要	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」に基づき、環境負荷低減事業活動に関する実施計画（目標5年）を作成し、都道府県知事の認定を受けることで、税制や金融面の支援等が受けられる制度です。 宮城県では土づくりと化学肥料・化学農薬の削減を一体的に行う事業活動や温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動等を対象として、認定を行っています。
認定を受けるメリット	① 設備投資の際の所得税・法人税の優遇 ② 農業改良資金の無利子融資・償還期間の延長 ③ さまざまな国庫補助金の採択の優遇
問合せ先	宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班 Tel022-211-2845

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度（特別栽培農産物）

農業振興課生産支援係 Tel022-214-8335

制度概要	農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産を推進するため、国の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに準拠し、慣行栽培と比較して、農薬や化学肥料の成分を50%以下にする栽培を行い、宮城県知事が認証した農産物です。 宮城県では一定の要件のもとで農薬や化学肥料の使用を低減して栽培された農産物（認証対象農産物）を下記4つの区分で認証しています。	
	①農薬・化学肥料 不使用栽培農産物	節減対象農薬、化学肥料及び化学合成土壌改良資材を使用していない
	②農薬不使用・ 化学肥料節減栽培農産物	節減対象農薬を使用していない、化学肥料を県慣行の5割以下に減らしている
	③農薬節減・ 化学肥料不使用栽培農産物	節減対象農薬を県慣行の5割以下に減らしている。化学肥料及び化学合成土壌改良資材を使用していない
	④農薬・化学肥料節減栽培農産物	節減対象農薬及び化学肥料を県慣行の5割以下に減らしている
問合先	宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班 Tel022-211-2845	

3. その他関連制度

融資制度 ①農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

農業振興課担い手支援係 Tel.022-214-7327

農業経営改善計画達成に必要な短期運転の資金を農業協同組合等が融資します。

対象者	認定農業者で、簿記記帳を行っている者
資金用途	農業経営改善計画達成に必要な下記の運転資金（※既往借入金の借換は対象外） ・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費 ・肉用素畜、中小家畜等の購入費 ・小農具等営農用備品、消耗品等の購入費 ・営農用施設・機械の修繕費 ・地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料 ・生産技術、経営管理技術の修得費 ・市場開拓費、販売促進費
融資機関	農業協同組合、農林中央金庫
貸付方式	極度貸付方式（注1）による当座貸越（注2）、手形貸付（注3）。 ・個人 500万円（※2,000万円） ・法人 2,000万円（※8,000万円） ※畜産、施設園芸を含む経営の場合
利用期間	農業経営改善計画期間中
融資率	100%以内
償還期間	原則として1年
金利	1.90%（令和7年4月18日現在） ※金利に関しては、毎月改定が行われますので、融資機関等にお問い合わせください。
手続き	(1) 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定を受け、「認定農業者」になることが必要です。 (2) 資金利用計画書と借入申込書を作成し、金融機関に申し込みます。

（注1）極度額（貸付金額の上限額）を設け、契約期間中であれば、借入残高が極度額を超えない限り、何度でも借入、返済ができる貸付方式。

（注2）融資の限度額（極度）を設定し、その極度までは自由に資金を借入・返済できる融資方法。

（注3）借入用の手形を銀行に差入れお金を借りる方法で、「銀行取引約定書」を銀行に差入れておけば、保証人の署名捺印などを求められることなく、手形に会社の署名判と捺印をすればすぐに借り入れられる方式。

融資制度 ②農業近代化資金

農業振興課担い手支援係 TEL022-214-7327

民間原資の資金融資制度で、用途は農地取得を除いた農業用施設のすべてにおよびます。

対象者	・農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、農業所得が総所得の過半を占めている又は農業粗利益が200万円以上であることなどの要件を満たす農業者、経営主以外の農業者、一定の要件を満たす団体） ・農業協同組合 ・その他				
資金用途	・畜舎、果樹棚、農機具その他の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得 ・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成 ・乳牛その他の家畜の購入又は育成 ・農地又は牧野の改良、造成又は復旧 ・農地の賃借権、農業機械・施設のリース料、研修費、品種転換資金、農業関係調査費、営業権・商標権取得、運転資金等				
融資機関	・農業協同組合 ・農林中央金庫 ・七十七銀行 ・仙台銀行（仙台銀行からの借入における利子補給は行っていません）				
貸付限度額	・共同（農業協同組合等）：15億円 ・法人（協業：農事組合法人、株式会社等）：2億円 ・個人：1,800万円				
融資率	原則、総事業費の80%以内 ※認定農業者が農業経営改善計画に即して借り入れる場合は、100%				
償還期間	・認定農業者 15年（うち据置7年以内） ・認定新規就農者 17年（うち据置5年以内） ・その他の農業者 15年（うち据置3年以内） ・農業協同組合等 20年（うち据置3年以内）				
債務保証	原則として、農業信用基金協会の債務保証が必要（貸付対象者により無担保、無保証が可能な限度額あり）				
金利・利子補給率	(令和7年4月18日現在) 単位：%				
		基準金利	県	市	貸付金利
	認定農業者	3.15	1.25	2.00まで	0.00
	認定新規就農者	3.15	1.25	2.00まで	0.00
	エコファーマー及び環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者	3.15	1.25	2.00まで	0.00
	要件を満たす農業者	3.15	1.25	1.00まで	0.90
	経営主以外の農業者	3.15	1.25	1.00まで	0.90
	一定の要件を満たす団体	3.15	1.25	1.00まで	0.90
※金利・利子補給率に関しては毎月改定が行われますので、融資機関等にお問い合わせください。					

融資制度 ③農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

農業振興課担い手支援係 TEL022-214-7327

農業経営改善計画達成に必要な設備資金及び長期運転資金として、日本政策金融公庫が融資する制度です。

対象者	認定農業者								
融資要件	・経営改善資金計画書が農業経営改善計画に則したものであること ・融資の実行により、農業経営改善計画の達成が確実と見込まれること ・農業経営改善計画に基づく経営改善の実施により、借入金の償還が確実に行われると見込まれること ・簿記記帳を行っている（行うことが確実である）こと								
資金用途	農業経営改善計画に沿って農業経営を改善するために要する設備資金及び設備資金以外の費用で返済期間が1年以上のもの（※計画とは関係ない費用や資金繰りは不可） ・農地等の取得 ・農地等の改良、造成、復旧、保全 ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 ・農産物の加工処理施設・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得 ・借地権、施設等の利用権、特許権その他無形固定資産の取得等 ・家畜・果樹等の導入、借地料・賃借料、その他経営改善を図るため必要な長期資金 ・負債の整理、資本構成の是正、法人構成員の脱退に伴う持分払い戻し等の経営の安定に必要な長期資金								
融資機関	日本政策金融公庫								
窓口金融機関	日本政策金融公庫、農業協同組合、農林中央金庫、七十七銀行、仙台銀行								
貸付限度額	個人：3億円（特認6億）、法人：10億円（特認20～30億）								
融資率	100%以内								
償還期間	25年以内（うち据置10年以内）								
担保・保証人	原則として必要（応相談）								
金利・利子補給率	融資期間別（一例） （令和7年4月18日現在） 単位：% <table><tr><td></td><td>償還期限</td><td>基準金利</td><td>貸付金利</td></tr><tr><td>有利子</td><td>25年以下</td><td>1.25 ～ 1.90</td><td>1.25 ～ 1.90</td></tr></table> ※地域計画のうち目標地図に位置付けられた等の認定農業者に対する実質無利子化のための金利負担軽減措置もございます。 ※金利・利子補給率に関しては毎月改定が行われますので、融資機関等にお問い合わせください。		償還期限	基準金利	貸付金利	有利子	25年以下	1.25 ～ 1.90	1.25 ～ 1.90
	償還期限	基準金利	貸付金利						
有利子	25年以下	1.25 ～ 1.90	1.25 ～ 1.90						

融資制度 ④農業改良資金

農業振興課担い手支援係 Tel022-214-7327

農業経営の改善を目的として、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するため、日本政策金融公庫が融資する資金です。

対象者	・エコファーマー及び環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者 ・農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等 ・農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 ・米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者等 ・6次産業化法の認定を受けた農業者等
資金用途	農業改良措置計画に従って農業改良措置を導入するのに必要な次の資金 ・施設の改良、造成又は取得 ・永年性植物の植栽又は育成 ・家畜の購入または育成 ・農地の整備 ・農地の利用権の取得等 ・農機具等の賃借権取得の際、借賃の全額一時払い ・品種の転換 ・需要の開拓 など
融資機関	日本政策金融公庫
窓口金融機関	日本政策金融公庫、農業協同組合、農林中央金庫、七十七銀行、仙台銀行
貸付限度額	個人：5,000万円、法人・団体：1億5,000万円
償還期間	12年以内（うち据置3年以内又は据置5年以内）
金利	無利子（借入れの全期間にわたり無利子）
担保・保証人	原則として必要（応相談）

融資制度 ⑤青年等就農資金

農業振興課担い手支援係 Tel022-214-7327

農業経営を開始する際の施設の設置、機械の導入等に要する経費（農地等の取得に必要な経費を除く。）に対し、日本政策金融公庫が融資する資金です。

対象者	認定新規就農者
資金用途	・農業生産用施設・機械等の取得 ・農産物の処理加工・販売施設等の取得 ・家畜の購入費、果樹などの新植・改植費のほかそれぞれの育成費 ・農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなどを行うのに必要な長期資金 ・その他経営開始に伴って必要となる資材費等
融資機関	日本政策金融公庫
貸付限度額	3,700万円（特認1億円）
償還期間	17年以内（うち据置5年以内）
金利	無利子（借入れの全期間にわたり無利子）
担保・保証人	実質的無担保・無保証人

前向き投資をするための資金と負債の償還負担を軽減するための資金です。

種類 及び 資金 用途	(1) 前向き投資資金 認定農業者以外の担い手農業者（集落営農組織を含む）と農業参入法人が利用する経営改善のための長期資金 ※農業近代化資金との違いは農地等取得にも利用可能で、貸付限度額が大きい。 ・農地等の取得、改良、造成 ・農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設・機械 ・家畜・果樹の購入、新植、改植、育成 ・農地の利用権取得に関する権利金等の一括払い (2) 償還負担軽減資金 制度資金などの既往借入金等の負担軽減のための資金（償還円滑化資金） 制度資金以外の負債の整理のための資金（再建整備資金） ※制度資金以外の負債の整理のためには、農業経営負担軽減支援資金、農業経営基盤強化資金がある。
対象者	(1) 下記の要件を満たす農業者 ・農業所得が総所得の過半を占めていること、又は農業粗収益が200万円（法人の場合は農業売上高が1,000万円）以上であること。 ・主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族従事者がいること（法人の場合は常時従事者の構成員がいること）。 ・個人の農業者60才以上のときは、後継者が農業に従事し、将来も農業に従事すること。 ・簿記記帳を行っていること。 ◆償還負担軽減資金の場合 ・経営改善計画期間中に農業経営の安定が図られる見込みであること。 ・負債の償還に支障をきたし、既往債務の貸付条件緩和措置等では改善が図られないこと。 (2) 認定新規就農者 (3) 地域計画の目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者として市が認める者 (4) 農業参入法人 ・5年以内に認定農業者になる計画を有していること。 ・経営改善資金計画について特別融資制度推進会議の認定を受けていること。 (5) 家族経営の経営主以外の農業者 (6) 集落営農組織

資金 限度額	①～③の範囲内でかつその合計金額が個人及び農業参入法人1億5,000万円以内、法人・団体5億円以内 ① 前向き投資 負担額の80% ② 再建整備 個人1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円）／法人4,000万円 ③ 償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間で支払われる既往借入金等に係る負債各年の支払金の合計額
担保・ 保証人	原則として必要（応相談）
金利	（令和7年4月18日現在） 融資期間に関わらず以下の金利。 農地の取得 1.90% 農地等の取得以外 1.90% ※金利に関しては、毎月改定が行われますので、融資機関にお問い合わせください。
償還期間	25年以内（うち据置3年以内）
融資機関	日本政策金融公庫
窓口 金融機関	日本政策金融公庫、農業協同組合、農林中央金庫、七十七銀行、仙台銀行

融資制度 ⑦仙台市農業振興資金

農業振興課担い手支援係 TEL022-214-7327

国及び県の制度資金等では貸付条件等種々の制約などにより貸付の対象とならない事業について、これらの資金を補完し、経営の改善と安定を図るために設けた、仙台市独自の融資制度です。

※農業近代化資金、農業改良資金等国及び県の制度資金の借入条件に該当する場合には、原則として貸付の対象となりません。

(1) 農業用機械資金		貸付最高 限度額	償還期間	市の 利子補給率
農業用機械の購入に要する資金	個人	200万円	5年	2%
	共同	600万円	8年	3%
農業用機械導入の融資残に対する融資	個人	200万円	5年	2%
	共同	500万円	6年	3%
共同利用大型機械の修理に要する資金	共同	100万円	3年	3%

(2) 認定農業者等農業用機械資金		貸付最高 限度額	償還期間	市の 利子補給率
農業用機械の購入に要する資金	個人	200万円	5年	3%
	共同	600万円	8年	4%
農業用機械導入の融資残に対する融資	個人	200万円	5年	3%
	共同	500万円	6年	4%
共同利用大型機械の修理に要する資金	共同	100万円	3年	4%

(3) 農業用施設整備資金		貸付最高 限度額	償還期間	市の 利子補給率
農業用施設の新築増改築修繕に要する資金	個人	200万円	3年	2%
	共同	800万円	10年	3%
パイプハウス等の施設に要する資金	個人	100万円	3年	2%
	共同	200万円	5年	3%
畜舎施設の改善に要する資金	個人	200万円	5年	2%
	共同	800万円	10年	3%
制度資金融資残に対する融資	個人	200万円	3年	2%
	共同	500万円	6年	3%

(4) 認定農業者等農業用施設整備資金		貸付最高 限度額	償還期間	市の 利子補給率
農業用施設の新築増改築修繕に要する資金	個人	200万円	3年	3%
	共同	800万円	10年	4%
パイプハウス等の施設に要する資金	個人	100万円	3年	3%
	共同	200万円	5年	4%
畜舎施設の改善に要する資金	個人	200万円	5年	3%
	共同	800万円	10年	4%
制度資金融資残に対する融資	個人	200万円	3年	3%
	共同	500万円	6年	4%

(5) 後継者育成資金		貸付最高 限度額	償還期間	市の 利子補給率
新たに開始する部門経営に要する資金	個人	200万円	5年	3%
農業用施設の増改築修繕に要する資金	個人	200万円	5年	3%

(6) 営農つなぎ資金		貸付最高 限度額	償還期間	市の 利子補給率
家畜購入に要する資金	個人	100万円	3年	2%
	共同	300万円	3年	3%
共同組織の運営改善に要する資金	共同	100万円	2年	3%
花き花木等の種苗購入に要する資金	個人	100万円	2年	2%
有害鳥獣被害に伴う営農維持に要する資金	個人	100万円	5年	2%
	共同	100万円	5年	2%

(7) 農地取得資金		貸付最高 限度額	償還期間	市の 利子補給率
居住地域内の農用地を取得する場合又は既に保有している農地と隣接した農用地を取得するために要する資金	個人	600万円	7年	2%

相続税・贈与税納税猶予制度

農業委員会事務局事務課農地係 Tel022-214-4340

制度概要	①相続税納税猶予制度 相続又は遺贈により取得された農地が、引き続き農業の用に供される場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税が、一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除される制度です。 ②贈与税納税猶予制度 農地の細分化の防止と農業後継者の確保を図るため、農業を営む個人が、その推定相続人のうちの1人に一括して農地等を贈与した場合には、一定の要件のもとに、その年分の贈与税額のうち農地等の価格に対応する部分の税額が猶予され、贈与者または受贈者のいずれかが死亡したときに免除される制度です。 受贈者が農業経営を継続することが前提となります。
農業委員会の関わり	農業委員会は、所管の税務署からの現地確認依頼等により、農地等の利用状況の確認や証明書発行等を行います。
問合せ先	納税猶予制度についての詳細は、所管の税務署にお問合せください。

農業者年金制度

農業委員会事務局事務課振興係 Tel022-214-4308

農業者年金制度は、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者または60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者であって年間60日以上農業に従事していれば、自分名義の農地を持たない方や農業経営主でない家族農業従事者の方も加入できます。保険料は、月額2万円（35歳未満の方は1万円）から6万7000円の間で千円単位で自由に選択可能です。

納めた保険料の全額が、所得税・住民税の「社会保険料控除」の対象になり、節税効果が期待できます。

また、認定農業者などの担い手農業者に対しては、保険料の一部国庫補助の制度もあります。

法人化に伴う雇用と農業者年金等の関係

農業委員会事務局事務課振興係 TEL022-214-4308

Q1 農業者年金に加入している者のいる経営体が法人化すると、農業者年金の適用関係はどのようにになりますか。

A1 農業者年金は、自営業者である農業者（国民年金の第1号被保険者）を対象とした制度であることから、法人化した場合（国民年金の第2号被保険者となった場合）には、厚生年金の強制適用となります。

法人化後も引き続き農業者年金に加入したいということであれば、従事分量配当制の農事組合法人の形態で法人化してください。

Q2 経営移譲年金を受給している受給者が、支給停止とならず、農地所有適格法人の役員となることはできますか。

（1）会社法人の場合

会社法人の場合には、経営移譲年金の受給者が、その法人の構成員（株主等）以外の役員であれば、引き続き経営移譲年金を受給できます。

A2 （2）農事組合法人の場合

農事組合法人の場合には、役員つまり理事は、組合員たる農業者であることが必要であるため、経営移譲年金の受給者が、組合の理事に就任すると、農業経営の再開となり、支給停止となります（代わりに農業者老齢年金が支給）。

ただし、受給者が理事ではなく、例えば、顧問、アドバイザーという立場で参加するのであれば、引き続き経営移譲年金を受給できます。

Q3 経営移譲を受けた後継者が、任意組織の集落営農又は農地所有適格法人に参加すると、受給者（後継者の親）の経営移譲年金の受給はどうなりますか。

（1）後継者が任意組織の集落営農に参加する場合

経営移譲を受けている後継者が、任意組織の集落営農に参加する場合については、農地の権利名義に変化があるものではないことから、受給者（後継者の親）は、引き続き経営移譲年金を受給できます。

A3 （2）後継者が農地所有適格法人に参加する場合

経営移譲を受けている後継者が、農地所有適格法人に参加して構成員になる場合については、受給者が後継者から返還を受けた農地を農地所有適格法人に対し使用収益権の設定又は所有権の移転等を行うなど適切な手続きを踏めば、受給者（後継者の親）は、引き続き経営移譲年金を受給できます。

※農業者年金制度は、独立行政法人農業者年金基金により運営されています。

<http://www.nounen.go.jp/>

仙台市経済局農林部

農林企画課

〒980-0803

宮城県仙台市青葉区国分町3丁目6-1 仙台パークビル9階
(表小路仮庁舎)

電話:022-214-8265 FAX:022-214-8338

掲載情報は、令和7年4月時点の情報となります。
